

社援保発0709第1号
令和2年7月9日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等により支給される慰労金の
生活保護制度上の取扱いについて（通知）

令和2年6月12日に成立した令和2年度第2次補正予算において、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の中で医療機関、介護施設、障害者施設に従事する職員に対し、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の中で救護施設に従事する職員に対し、それぞれ慰労金の支給事業（以下、「慰労金支給事業」という。）が盛り込まれている。

こうした各事業により支給される慰労金の取扱いについては、それぞれの趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 収入認定の取扱い

慰労金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付するものとされている。

被保護者に慰労金支給事業による慰労金が給付された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的を鑑み、収入として認定しないこととする。

2 多額の預貯金の保有等について

被保護者が慰労金支給事業による慰労金を受給したことによって生じた多額の預貯金については、「特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて（通知）」（令和2年5月1日付社援保発 0501 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の2に準じて取り扱うこと。

以上